

平成 28 年 4 月 7 日

平成 29・30 年度建設工事競争入札参加資格  
登録における社会保険等加入の要件化について

美唄市総務部契約管財課

国では、建設業における労働環境を改善するため、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入対策が進められています。

本市においても、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、業者間の公平で健全な競争環境を構築するため、平成 29・30 年度の建設工事競争入札参加資格の登録申請受付時から、社会保険等に加入していること（加入の義務がない者を除く。）を名簿登録の要件とします。

記

1 要件

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてに加入していること

2 要件化の開始時期

平成 29・30 年度競争入札参加資格審査申請（平成 29 年 1 月から 2 月を予定）受付から

3 対象

建設工事競争入札参加資格登録希望者

4 社会保険等加入状況の確認方法（予定）

- ・ 登録申請時に提出する最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査結果通知書）により確認します。
- ・ 経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄にひとつでも「無」がある場合は申請を受け付けることができません。（3つの欄すべてが「有」又は「除外」となっている場合のみ、申請を受付けます。）
- ・ 上記により「無」がある場合でも、審査基準日以降に社会保険等に加入している場合は、社会保険等の加入を証明する書類を提出していただき、社会保険等に加入していることが証明された場合、申請を受け付けます。